

大山祇神社文書の整理と伝来

川岡 勉

はじめに

伊予国一宮である大山祇神社は、芸予諸島の中で最大の面積をもつ大三島に鎮座し、甲冑・刀剣類をはじめとする貴重な文化財を所蔵することで知られている。当社には中近世の文書や記録類も数多く伝来し、瀬戸内海地域の歴史を研究する上で重要な手がかりを提供している。

当社に所蔵される中世文書を活字化したものとしては景浦勉編『大山積神社関係文書』（伊予史料集成5、一九七七年）があり、「大山積神社文書」二十七通と「三島家文書」六十七通が収録され、各文書に関する解説が加えられている。その後、愛媛県内外の中世文書を編年順に掲載した『愛媛県史 資料編 古代・中世』（一九八三年）にも「三島家文書」・「大山積神社文書」が収録された。以上の文書は、大山祇神社から発行された『愛媛県指定重要文化財 大山祇神社文書三島家文書』（一九八六年）や『今治郷土史 資料編 古代・中世』（一九八九年）にも翻刻文が収録されたが、両書は中世文書の写真を掲載している点で貴重である。

愛媛県教育委員会は、一九八三・八四年度に国庫補助を受けて古文書緊急調査「大山祇神社文書調査」を実施し、その成果を『大山祇神社文書目録 第一集 ー愛媛県古文書緊急調査報告書第一集ー』（一

九八五年）にまとめた（以下、『目録』第一集と略記する）。つづいて一九八五・八六年度にも古文書緊急調査「大山祇神社文書調査」が実施され、『大山祇神社文書目録 第二集 ー愛媛県古文書緊急調査報告書第二集ー』（一九八七年）としてまとめられた（以下、『目録』第二集と略記する）。この調査において、「三島家文書」十二卷七十一通、「大山積神社文書」二卷二十七通の存在が確認されたほか、古文書調査の過程で近世文書の中に中世文書が混入しているのが新たに発見され、「新出大山祇神社文書」として報告された。『目録』第一集によれば、「新出大山祇神社文書」は、中世に作成されたと推定される文書十六通、近世になってから作成された写類七十通、近世に入って作成された文書目録九通の合計九十五通を総称したもので、すべて未表装である。『目録』第二集では、その後の調査で新たに発見された中世文書十一通が追加された。「新出大山祇神社文書」は合計一〇六通とということになる。

「新出大山祇神社文書」の発見は、「三島家文書」・「大山積神社文書」では確認できなかった新たな中世文書の実在を示したという点で重要であるのみならず、大山祇神社に関係する文書が中世以降にどのような整理され、どのような伝来過程をたどったかを知る上でも興味深い情報が含まれている。従来、古文書学は文書の様式を中心的に扱う学問として発達してきたが、近年は文書の様式や内容だけではなく、文

書の作成プロセスや機能、さらにその整理や伝来過程などを含めて総合的な史料学として発展しつつある。文書の性格や歴史的な位置づけを明らかにするためには、文書が作成された時点のみならず、その後における文書の機能や整理状況・伝来過程などを究明することの重要性が認識されつつあると言えよう。⁽¹⁾

中世の大山祇神社や社家の動きについては、最近も研究が進展をみせており、文書の伝来に触れた重要な論稿も出現している。⁽²⁾ 筆者も、愛媛県立図書館に所蔵されているマイクロフィルムによる「大山祇神社文書」写真版コピーを解読する作業を通じて、文書の整理や伝来過程を明らかにすることが大山祇神社と関係文書の性格を明らかにする上で避けて通れない課題であることを認識するに至った。本稿は、大山祇神社に伝わる中世文書の所蔵形態や伝来過程を復元し、中近世における文書管理のあり方について検討を加えようとするものである。⁽³⁾ 中世文書の歴史的意義を明らかにするためには、現存する文書を分析するだけでは十分ではない。今ここにある中世文書がどのようなようにして伝わり、あるいはかつてあったはずの文書がなぜ失われたかを考える必要がある。とくに中世と現在の間に近世や近代という時代が横たわっていることを思えば、近世・近代まで視野に入れながら文書管理のあり方を跡づけていくことが重要である。中世の大山祇神社については、神官組織や指揮命令系統など不明な部分が少なくないが、中世文書の所蔵・整理・伝来過程の分析は神社内部の構造を探る上でも前提となる作業だと言えよう。⁽⁴⁾

一 大山祇神社における中世文書の整理

(1) 「三島家文書」と「大山積神社文書」の構成

『目録』第一集に基づいて、「三島家文書」十二卷七十一通と「大山

積神社文書」二卷二十七通の構成を示すと次の通りである。

「三島家文書」十二卷（七十一通）

卷子「河野家書翰十四通」 十四通（以下、「三島」 1と略記する）

卷子「河野家書翰十六通」 十六通（以下、「三島」 2と略記する）

卷子「下文書出立願状寄進状等十六通」

六通（以下、「三島」 3と略記する）

卷子「従六波羅下文八通」

八通（以下、「三島」 4と略記する）

卷子「書出禁制書十四通」

七通（以下、「三島」 5と略記する）

卷子「祝安親軍忠申状三通」

三通（以下、「三島」 6と略記する）

卷子「尊氏將軍御教書」

一通（以下、「三島」 7と略記する）

卷子（卷名なし）

四通（以下、「三島」 8と略記する）

卷子（卷名なし）

四通（以下、「三島」 9と略記する）

卷子（卷名なし）

二通（以下、「三島」 10と略記する）

卷子（卷名なし）

三通（以下、「三島」 11と略記する）

卷子（卷名なし）

三通（以下、「三島」 12と略記する）

「大山積神社文書」二卷（二十七通）

卷子「乾」 十三通（以下、「神社」 1と略記する）

卷子「坤」 十四通（以下、「神社」 2と略記する）

以上を合計すると、十四卷九十八通ということになる。しかし、従来の活字本は、これをすべて収録しているというわけではない。

景浦勉編『大山積神社関係文書』（伊予史料集成5、以下『集成』と略記する）は、「三島家文書」十一卷六十七通と「大山積神社文書」

二卷二十七通、合計すると十三卷九十四通を収録し、各文書を原則として編年順に翻刻している。「三島家文書」のうち、「三島」3の一通

目（以下、「三島」3-1と略記する）の元久二年閏七月日関東下知

状写、および三通の文書写を収めた卷子「三島」12-1・2・3は収録されていない。

『愛媛県史 資料編 古代・中世』（以下『県史』と略記する）には、「三島家文書」のうち『集成』に未収録であった四通に加えて「三島」517（年末詳十二月二十三日阿波守某禁制）・「三島」914（年末詳二月五日某書状）が本文省略とされ、十一卷六十五通が収録されている。「大山積神社文書」については、二卷二十六通が収められ、「神社」113（慶長六年五月十一日藤堂高虎寄進状）は本文省略となっている。本文が掲載された「三島家文書」と「大山積神社文書」の合計は十三卷九十一通ということになり、各文書は愛媛県内の中世文書を編年順に掲載した中に収められている。注意されるのは、『愛媛県史 資料編 古代・中世』の付録である『所蔵者別文書目録』には、「三島」10と「三島」11の二巻は「本巻〔東大影写本〕による」と記載されていることである。これは、『愛媛県史』編纂の時点で、この二巻が大山祇神社内に確認できず、やむなく東京大学史料編纂所所蔵の影写本に基づいて翻刻されたことを示しているよう。

大山祇神社発行の写真帳『愛媛県指定重要文化財 大山祇神社文書 三島家文書』（以下『写真帳』と略記する）と『今治郷土史 資料編 古代・中世』（以下『今治』と略記する）は、ともに関係文書の写真版を巻別に収録したものである。掲載されているのは、「大山積神社文書」二卷二十七通のすべてと、「三島家文書」については「三島」10・「三島」12を除く十卷六十六通で、合計が十二卷九十三通ということになる。なお、『県史』では東大影写本に基づいて翻刻された「三島」11の写真版が『写真帳』と『今治』に含まれており、「三島」11の卷子が大山祇神社に現存していることが確認できる。また、「三島」10の卷子については、『写真帳』にも掲載されていないが、『目録』第一集には「三島」10収録の文書について寸法や紙数が記されていることから、この卷子も大山祇神社に現存している可能性が高い。

(2) 五つの箱への整理・収納

大山祇神社には、「三島家文書」と「大山積神社文書」を収めていた箱が伝来している。この箱に書かれた墨書が『今治』六五〇頁に活字化されている。これを示すと以下の通りである。

〔史料1〕

- | | |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 箱Ⅰ | 從慶雲四年至於天正五年也
太祝職補任御編 ^{ママ} 旨下文書出六通之分三卷入 |
| 箱Ⅱ | 從正安四年至於建武三年也
御論 ^{ママ} 旨御令旨御教書等六通之分一卷入 |
| 箱Ⅲ | 從元久二年至寛正六年也
下文書出立願状寄進状十六通之分一卷
從建長五年至於正安三年也
從六波羅下文八通之分 一卷
從応長二年至於天文七年也 一卷
書出禁制書十四通之分 一卷 |
| 箱Ⅳ | 從元弘三年至建武三年也
祝安親軍忠申状三通之分 一卷
河野家書翰十四通之分 一卷
同書翰十六通之分 一卷 |
| 箱Ⅴ | 建武三年七月二十六日
源尊氏將軍御教書一通之分一幅入 |

これによれば、合計七十八通に及ぶ文書が、十一巻の卷子に仕立て

られ、五つの箱に整理されていたことがうかがわれる。但し、『今治』巻頭の口絵として掲載された文書収納箱の写真と見比べてみると、「史料1」の箱書には読み誤りや脱落がある。例えば、箱Iの墨書にある「御編旨」と箱IIの「御論旨」は、ともに「御論旨」の読み誤りである。また、箱Vに書かれた「源尊氏將軍御教書一通之分一幅入」という墨書の横には、「大祝職補任状 三通之分一卷入」という墨書が読み取れる。さらに、各箱の下部または端部分には、「宝曆十二壬午歳十月 太祝安躬改之」という墨書が付され、箱を管理していたのが大祝氏であり、宝曆十二年（一七六二）十月に整理されたものであることがうかがえるのである。以上の点をふまえて、I～Vの箱の中身について検討を加えていこう。

Iの箱書によれば、この箱には六通の文書を収録した三巻の卷子が入っていたことがうかがわれる。どの文書が収められていたかを考える手がかりとなるのが、次に掲げる「新出大山祇神社文書」D66（愛媛県立図書館所蔵のマイクロフィルム番号、以下D66と略記する）の文書目録である。

〔史料2〕（新出大山祇神社文書D66）

「太祝職補任 御論旨御教書并書出之部 目録」

太祝職補任

御論旨御下文書出之部

一文武天皇御論旨 一通

前二 御在判

右、慶雲四丁未歳四月六日 勅許

以上 一卷

建治二年八月七日

一 惟康將軍御下文 一通

平時宗在判太祝安俊江被下之、
同日

一 右之儀二付目代左衛門尉より添状一通

在判

以上二通一卷

永享九年七月廿八日

一 従沙弥書出 一通

在判鳥生備中守江充候、

明應三年三月十七日

一 河野道基より書出 一通

在判越智貞吉二補任、

天正五年丁丑二月九日

一 河野通直書出 一通

在判太祝安任江充候、

以上三通一卷

都而六通 三卷

この文書に見える三巻六通の文書は、Iの箱書の記述と内容的に一致すると考えて間違いない。最初の一卷に収録された慶雲四年四月六日文武天皇御論旨とされる文書は、C35-17にある文書写を指していると思われる。これは初代の大祝とされる高橋冠者安元に大祝職を補任したものであるが、形式等を見るかぎり偽文書と考えざるをえない。次の一卷に収められた建治二年八月七日惟康將軍下文・同日目代左衛門尉添状は、「三島」10に収録された二通を指しているとみてよからう。日付は八月七日ではなく、二十七日が正しい。最後の一卷に収められた永享九年七月二十八日沙弥書出・明應三年三月十七日河野道基書出・天正五年二月九日河野通直書出は、「三島」11に収録され

た三通を指していると思われる。以上から、Ⅰの箱に収められていたのは、慶雲四年四月六日文武天皇諭旨とされる偽文書を収録する卷子と「三島」10および「三島」11の三卷（六通）であったことが判明した。

次に、Ⅱの箱に収められていた一卷六通の文書の手がかりとなるのは、左に掲げるD36の文書目録である。

〔史料3〕（新出大山祇神社文書D36）

目録

- 一 御諭旨御令旨御教書等六通之分 一卷一箱
- 一 尊氏將軍御教書 一通
- 一 松平美作守様御書出 一通
- 右式通一箱入
- 一 太祝嫡子祝安親軍忠申状 一卷
- 一 河野家書翰十四通 一卷
- 一同 十六通 一卷
- 右三卷一箱入
- 一 下文書出立願状寄進状十六通 一卷
- 一 従六波羅下文八通 一卷
- 一 書出禁制書 十四通 一卷
- 右三卷一箱入
- 一 伊豫国免田注進状写 一卷
- 一 三島宮并撰社修造日時定書一通
- 一 松平駿河守様神供田御寄附状一通
- 一 伏見宮御令旨一通箱入 箱入

以上

巳十月 三嶋太祝

一条目に見える「一御諭旨御令旨御教書等六通之分 一卷一箱」という記述は、〔史料1〕に掲げたⅡの箱書の記載と符合する。また、次に掲げるD44は、箱Ⅱに収められた文書の目録と考えられる。

〔史料4〕（新出大山祇神社文書D44）

御諭旨御令旨御教書之部

- 正安四年二月廿八日
- 一 後伏見院御諭旨之写 一通

権右中辨藤原朝臣并大史小槻宿祢御在判

右者、従古来太祝家ニ所持致候、本紙三嶋宮宝蔵ニ納候處、

元亨二年正月十九日之夜、兵火ニ而本社ヲ初メ土蔵等迄不

残致焼失、依之太祝家ノ以写書度々禁中江奉伺候事、

元弘三年四月廿五日

- 一 後醍醐天皇御諭旨 一通

中院内大臣殿御在判祝彦三郎江賜之、

建武二年二月廿二日

- 一同 天皇御諭旨

近綱御在判祝彦三郎并一族中江賜之、

三月三日

- 一 大塔宮御令旨 一通

新田左少將御在判祝彦三郎江賜之、

- 一 御官途之儀ニ付従京都之書状一通

御在判太祝右京藏人江充ル年號無之、二月五日与斗有之、

ここには正安四年から建武二年までの五通の諭旨・令旨・御教書が掲げられている。Ⅱの箱書や〔史料3〕の一条目からは六通の文書が収められていたはずだが、〔史料4〕は五通しか掲載されていない。「新出大山祇神社文書」には幾つかの文書目録が存在するが、後掲の〔史

料5・6・7)のように末尾に「以上〇通 一卷」と書かれるのが普通である。しかし、「史料4」にはそれがなく、からみて、この目録は後欠の可能性が高い。箱書には「從正安四年至於建武三年也」とも記されているから、建武三年の文書がもう一通存在していたと考えてよいのではなからうか。さて、「史料4」を現存する文書と対応させてみると、「神社」2・1・「三島」9・2・「三島」9・1・「三島」9・3・「三島」9・4に相当すると思われる。もともと「神社」2・1の文書は「三島」9に掲載された四通の文書とともに(さらにもう一通を含めて)一つの卷子にまとめられていたのであり、この卷子を収めていたのがⅡの箱であつたと判断することができよう。

Ⅲの箱については、三卷三十八通の文書が収められていたことが〔史料1〕の箱書の記載からうかがわれる。内容を探る手がかりは、前掲〔史料3〕の七・九条目に見える「一下文書出立願状寄進状十六通 一卷 一従六波羅下文八通 一卷 一書出禁制書 十四通 一卷 右三卷一箱入」という記述である。ここに見える三卷三十八通の文書の内容は、箱書の記載と完全に一致する。このうち、最初の一卷「下文書出立願状寄進状十六通」の内容を示しているのが、次に掲げるD39の文書目録である。

〔史料5〕(新出大山祇神社文書D39)

「下文書出立願状寄進状等十六通之扣書」

下文書出立願状寄進状之部

一伊豫国御家人三拾式人江從実朝公御下知廻文之写一通

御在判

奥二梶原景時奉之文有景時判有之乎、本紙之趣無寬束、

右之本書ハ芸州広島築山氏ニ所持、御家人多人数之内三

拾式人達文武候者、御撰出シ河野通信江御附被成候、尤

太祝安時儀者被補地頭職格別ニ賜吉岡庄、

仁治三年九月

一三嶋宮御油料畑壺町之下文一通

御在判

正応四年正月十六日

一鎌倉惟康將軍御下文一通

平時宗下知太祝安俊江賜之、

正和元年十二月十日

一為治神馬七疋寄進状 一通

祝衛門尉江充ル、

元応二年十月廿日

一將軍家御下文名主職之事一通

御在判祝衛門江賜之、

正中二年十二月廿八日

一右衛門尉為治より下文 一通

御在判伊豫目代ニ充ル、

嘉暦二年十二月十二日

一自京都御下文 一通

明道御在判

建武三年卯月三日

一細川定禪書出 一通

御在判三島太祝江充ル、

同五年二月廿一日

一細川頼有書出シ一通 御在判

延元二年十一月十九日

一本領安堵之御下文 一通

散位平定政御在判太祝安顯江賜之、

貞和四年十二月九日

一 三嶋宮封戸田下文 一通

紀朝臣御在判越智貞實江賜之、

文和二年四月十五日

一 源義尚より神楽田寄進状一通

御在判

応安八乙卯年三月十一日

一 細川頼有立願状 一通

御在判

康暦元年十一月三日

一 義満公御下文一通 御在判

祝三郎江被下之、

寛正六年五月廿六日

一 細川賢氏禁制書一通 御在判

一 書出シ 一通

散位行政御在判後九月六日与有之、太祝新左衛門尉江充ル、
以上十六通巻卷

現存する文書との対応関係を示すと、「三島」3-1・「神社」2-

2・「三島」3-2・「神社」2-8・「三島」8-1・「三島」8-2・

「三島」8-3・「神社」2-13・不明・「三島」3-3・「神社」2-

3・「神社」2-10・「神社」2-14・「三島」3-4・「三島」3-5、

「三島」3-6ということになり、「三島」3・「三島」8・「神社」

2の卷子に収録された文書であることが分かる。一通だけ対応関係が

不明としたのは建武五年二月二十一日とされる細川頼有書下である。

これに相当する文書である可能性を大山祇神社の中世文書の中から洗

い出してみたところ、「三島」8-4の文書が浮かび上がってきた。

この文書は、『県史』や『目録』第一集では□□三年二月二十日某書
下とされ、『集成』や『写真帳』・『今治』では元弘三年二月二十日と
されている。写真版を見ると年月日や日下の署判の部分が破損して読
みづらいが、年号を建武五年と読むことは不可能ではない。実はこの
文書の写が『集古文書』巻十五に含まれており、年月日は建武五年二
月二十日、発給者は頼有となっている。『県史』もこれを採録し、岩
松頼有書下として活字化している。この文書が「三島」8-4と同一
の文書であることは疑いない。「三島」8の卷子に含まれる四通の文
書のうち三通が「下文書出立願状寄進状十六通」の卷子に含まれるこ
とからみても、不明の文書が「三島」8-4に対応すると考えて間違
いないだろう。

Ⅲの箱の二つ目の卷子「従六波羅下文八通」の内容を示すが、次
に掲げるD37の文書目録である。

〔史料6〕（新出大山祇神社文書D37）

「従六波羅下文八通之扣書」

従六波羅下文之部

建長五年三月廿八日

一 従六波羅殿下文 一通

左近将監御在判祝太郎江賜之、

文永二年十月廿九日

一同下文二通 散位平左近将監御在判

永仁六年十二月十八日

一同下文 一通

右近将監前上野介兩名御在判、東方地頭代二充ル、

正安二年三月十八日

一同下文二通 右同断兩名御在判、地頭代二充ル、

同年八月十八日

一同下文写一通 右同断両名有之、

同三年十一月七日

一同下文

一通

左馬助平朝臣陸奥守平朝臣両名御在判

同年十二月五日

一同下文

一通

右両名御在判、淡路四郎左衛門尉、宇佐美六郎江充ル、

同十二月

一同下文一通

右同断

以上八通 一卷

〔史料6〕に見える八通の文書は、「三島」4-1・「三島」4-2・

「三島」4-3・「三島」4-4・「三島」4-5・「三島」4-6・「三

島」4-7・「三島」4-8に対応する。すなわち「三島」4の卷子

に一致するのである。

Ⅲの箱に収められた最後の卷子「書出禁制書 十四通」の内容を示

すのが、次に掲げるD48の文書目録である。

〔史料7〕(新出大山祇神社文書D48)

書出禁制書之部

應長二年三月

一院宣国宣六波羅之依御下知三嶋宮御造榮之段米書附一通

建武二年十月廿三日

一綿貫五郎藤原幸長より御銚明神江寄進状一通

康應元年十一月十五日

一沙弥覚道より同寄進状一通在判

文安元年八月十九日

一河野刑部太輔より書出シ一通、在判太郎三郎江充ル、

長祿二年戊寅三月吉日

一字佐美伊勢守通重より御銚明神江寄進状一通在判

同三年三月八日

一河野伊豫守通春より書出一通

在判三嶋太祝江充ル、

應仁元年十二月

一河野刑部太輔より禁制書一通在判

文明九年十二月十二日

一河野伊豫守通春より禁制書出一通在判

同十三年六月廿九日

一重見掃部頭通昭より書出一通在判

同十七年八月廿一日

一右同人より書出シ一通在判

永正六年八月三日

一河野通直より書出一通在判

大永五年三月一日

一河野太郎通直より別宮太祝職之書出一通在判

天文七年五月十日

一彈正少弼通直より書出一通

在判塔本宮壽江充ル、

一三好阿波守禁制書 一通

在判年號無之十二月廿三日与斗有之、

以上十四通 一卷

現存する文書との対応関係を示すと、「神社」2-5・「神社」2-1

9・「神社」2-11・「三島」5-11・「神社」2-12・「神社」2-4・

「三島」5-2・「三島」5-3・「神社」2-6・「神社」2-7・「三

島」5-4・「三島」5-5・「三島」5-6・「三島」5-7ということになる。すなわち、「神社」2の卷子に含まれる七通と「三島」5の卷子掲載の全文書（七通）は、もとは一巻の卷子に収録されていたことが分かる。

このようにして、Ⅲの箱に入っていたのは、「三島」3・「三島」8・「神社」2収録文書からなる一巻、「三島」4の卷子、そして「三島」5・「神社」2収録文書からなる一巻であったことが判明した。

Ⅳの箱については、「史料1」の箱書に「祝安親軍忠申状三通之分一巻 河野家書翰十四通之分 一巻 同書翰十六通之分 一巻」と記載されていることから、三卷三十三通の文書が収められていたことがうかがわれる。これに対応するのが、前掲「史料3」の四六箇条目に見える「一祝嫡子祝安親軍忠申状 一巻 一河野家書翰十四通 一巻 一同十六通 一巻 右三卷一箱入」という記述である。このうち、最初の祝安親軍忠申状（三通）に対応するのが、「祝安親軍忠申状三通」という表題をもつ「三島」6の卷子に収録された祝安親軍忠状（三通）であろう。次の河野家書翰（十四通）に対応するのは、「河野家書翰十四通」という表題をもつ「三島」1の卷子に収録される十四通の文書である。そして、同書翰（十六通）は、「河野家書翰十六通」という表題をもつ「三島」2に対応するとみて間違いない。以上から、Ⅳの箱に入っていたのは、「三島」1・「三島」2・「三島」6の三卷三十三通であったことが判明した。

最後に残ったⅤの箱には、「建武三年七月二十六日 源尊氏將軍御教書一通之分一幅入」という箱書が記されていた。前掲「史料3」の二条目に見える「尊氏將軍御教書 一通」に対応する。これは、現存する「三島」7に収録する建武三年七月二十六日足利直義御判御教書を指していると思われる。なお、「史料3」の二・三条目によれば、尊氏將軍御教書一通とともに松平美作守様御書出一通が同じ一つの箱

に入っていたことが読み取れる。松平美作守様御書出とは、今治第二代藩主松平定時の書出であり、延宝四年三月五日に大祝氏に宛てて出されたものである（D105）。しかし、この文書に関する記載がⅤの箱書に認められないことからみて、尊氏御教書（実は直義御教書）が宝徳十二年に箱Ⅴに整理された時に分離されたのであろう。現在、松平定時書出は箱Ⅴとは別の箱に収められて伝来している（『目録』第二集口絵写真）。また、前述したように、「史料1」には示されていないが、「源尊氏將軍御教書一通之分一幅入」という箱書の横には「大祝職補任状 三通之分一巻入」という墨書が読み取れる。三通一巻の大祝職補任状と言えば、「三島」11の卷子を指すと思われるから、Ⅴの箱の中に「三島」7と一緒に「三島」11が収められていた時代があったものであろうか。後考を待ちたい。

二 箱への収納状況と卷子の現状との対応関係

前節の検討をふまえて、各箱への文書の収納状況を整理し直すと、次のようになる。

箱Ⅰ 三卷（六通）

一巻（一通）：慶雲四年四月六日文武天皇綸旨（偽文書）を収録する卷子

一巻（二通）：「三島」10（全二通）

一巻（三通）：「三島」11（全三通）

箱Ⅱ 一巻（六通）

一巻（六通）：「神社」2（一通）+「三島」9（全四通）+不明（一通）

箱Ⅲ 三卷（三十八通）

一巻（十六通）：「三島」3（全六通）+「三島」8（全四通）

十「神社」2 (六通)

一卷(八通) : 「三島」4 (全八通)

一卷(十四通) : 「三島」5 (全七通、卷子の表題は「書出

禁制書十四通」) + 「神社」2 (七通)

箱IV 三卷(三十三通)

一卷(三通) : 「三島」6 (全三通、卷子の表題は「祝安親

軍忠申状三通)

一卷(十四通) : 「三島」1 (全十四通、卷子の表題は「河

野家書翰十四通)

一卷(十六通) : 「三島」2 (全十六通、卷子の表題は「河

野家書翰十六通)

箱V 一卷(一通)

一卷(一通) : 「三島」7 (全一通、卷子の表題は「尊氏将

軍御教書)

ここからは、各箱への収納状況や、卷子の現状との対応関係などについて、いくつかの特徴を見いだすことができる。第一に、文書が各箱にどのように配分されたかを考えてみる。箱Ⅰは、「太祝職補任御繪旨下文書出六通之分三卷入」という箱書からも分かるように、大祝職の補任や安堵に関わる文書を収録した卷子を集めたものである。箱Ⅱは、「御繪旨御令旨御教書等六通之分一卷入」という箱書があり、鎌倉末・南北朝期の官宣旨や繪旨・感状・軍勢催促状などを収めている。箱Ⅲに収められた三巻については、箱書に「下文書出立願状寄進状等十六通之分」と書かれた卷子が国衙・鎌倉幕府・細川氏など諸方面から発給された宛行状・安堵状・寄進状・起請文・禁制などを収録し、「従六波羅下文八通之分」という箱書の卷子は六波羅探題の発給した文書を集めるのに対し、「書出禁制書十四通之分」という箱書の

卷子は河野氏の発給した宛行状・安堵状・禁制などが多くを占めているという特徴がある。箱Ⅳには、祝安親軍忠状三通を収録した卷子、河野教通(通直・道治・道基)書状十四通を収録した卷子、河野通春・河野通直(弾正少弼)・村上通康・重見通昭の書状十六通を収録した卷子の三巻が収められている。箱Ⅴは、足利直義御判御教書一通を収録した卷子を収めたものであるが、直義ではなく尊氏の御教書と誤伝されていたらしく、箱書に「源尊氏將軍御教書一通之分」とあり、この卷子「三島」7にも「尊氏將軍御教書」という表題が付されている。以上のように、内容や発給者などを分類して卷子に収録された文書は、各卷子の性格をふまえて箱の中に整理されたのである。

第二に、現存する「三島」1・2・4・6・7・10・11の卷子については、そのままの形で各箱に収められていたことが確認されるのに対し、「三島」3・5・8・9と「神社」2の卷子はもとの形が改変されていることが明らかになった。例えば、箱Ⅱの箱書に「御繪旨御令旨御教書等六通」とある卷子に収録されていた文書六通のうち、四通を独立させて卷子「三島」9を作成し、一通は「神社」2の卷子に組み入れられた。箱Ⅲの箱書に「下文書出立願状寄進状等十六通」とある卷子収録の文書は、「三島」3に六通、「三島」8に四通、「神社」2に六通というように分解された。箱Ⅲの箱書に「書出禁制書十四通」とある卷子収録の文書は、七通を独立させて「三島」5の卷子を作成し、残りの七通は「神社」2の卷子に収録された。このように、「三島」3・5・8・9と「神社」2の卷子は、もとの卷子から文書を分解して配列し直したものである。

その痕跡がうかがえるのが、「三島」3と「三島」5の卷子に付けられた表題と内容の食い違いである。「三島」3の卷子の表題には「下文書出立願状寄進状等十六通」と記されるのに実際には六通しか収録されておらず、「三島」5の表題には「書出禁制書十四通」とあるの

に七通しか収録されていない。この問題に着目した景浦勉氏は、「三島家文書から大山積神社文書を分離した時に、これらの巻子の後半部を大山積神社文書に組み入れたからであろう」と推測している⁵⁾。しかし、これまで検討してきたところからして、景浦氏の見解は修正を要する。「下文書出立願状寄進状等十六通」という表題をもつ巻子は、

そのまま「三島」3の巻子として用いられたのに対し、分離された文書は六通が「神社」2の巻子に組み込まれたほか、四通が独立した卷子「三島」8にまとめ直されたと思われる。「書出禁制書十四通」という表題をもつ巻子については、この巻子を用いて七通を収録した「三島」5が作成され、残りの七通は「神社」2の巻子に組み込まれた。

但し、この場合でも、景浦氏が言うように巻子の後半部分が切り離されたというわけではない。箱Ⅱにあった「御繪旨御令旨御教書等六通」、箱Ⅲにあった「下文書出立願状寄進状等十六通」と「書出禁制書十四通」という三巻の巻子を分解し、そこに含まれていた文書を配列し直す中から、現在みられる「三島」3・5・8・9と「神社」2の巻子が生み出されたのである。

第三に確認されるのは、大山祇神社に伝わる中世文書を「三島家文書」と「大山積神社文書」の二つに分類する方式は当初からのものではなく、そこに文書の伝来に関わる差異を読み取るべきではないことである。「三島家文書」と「大山積神社文書」という形で整理されてきたため、前者は社家に伝来する文書で、後者は神社本体に伝えられた文書というように理解される恐れがある。実際には、明治時代に史料調査に訪れた修史局（東京大学史料編纂所の前身）の重野安鐸の助言をいれて社家の文書と神社の文書を区別して二つの文書群に分けたにすぎないという⁶⁾。本稿においても、「神社」2の巻子に含まれる文書は、かつては「三島」3・5・8・9に含まれる文書と同じ巻子に収録されていたことを明らかにしてきた。「神社」2が収録する文書

の中には、大祝氏に宛てた安堵状や寄進状なども含まれており、二つの文書群を切り離して考察を加えるべきではない。むしろ、大山祇神社の中世文書が、いつ、どのような整理・分類のプロセスを経て現在見られる文書のあり方にたどり着いたかを、時代をたどりながら丁寧に復元する作業が求められていよう。

第四に、現在「三島家文書」十二卷七十一通、「大山積神社文書」二卷二十七通として知られる百通ほどの中世文書のうち、「三島」12の巻子に収録される三通、および「神社」1の卷子収録の十三通の文書が箱Ⅰ～Ⅴの中に確認できないことが判明した。

「三島」12の卷子には、建長七年十月日伊予国神社仏閣等免田注進状写・建治二年九月日伊予国田所免田注進状写・貞和三年十月日伊予国税所免田注進状写の三通の文書が収録される。これらは、国衙の關係機関が作成した免田に関わる文書の写であり、大山祇神社に宛てた文書というわけではない。実際、同じ文書の写は今治の国分寺などにも残されており、伊予国内の主要な寺社には同様の写が所蔵されていたものと考えられる。こうした事情も関係して、大山祇神社の根本史料を収めた五つの箱とは別に保管されていたのではないだろうか。前掲の〔史料3〕の十三条目には、「一伊予国免田注進状写 一卷 一三島宮并撰社修造日時定書一通 一松平駿河守様神供田御寄附状 一通 一伏見宮御令旨一通箱入 箱入」と記されている。ここに見える「伊予国免田注進状写 一卷」は、「三島」12の巻子を指すとみて間違いあるまい。また、五つの箱以外に伏見宮令旨一通を収めた箱も伝来していたことをうかがわせて興味深い。

また、「神社」1の卷子についても、五つの箱の中には見当たらない。「神社」1の中には、大山祇神社の中世文書の中で最も古い鎌倉初期の下文をはじめ、戦国・織豊期までの重要文書が収録されている。この巻子がなぜ五つの箱の中に収められていなかったのか、節を

あらためて検討を加えていくことにしたい。

三 「神社」 1の卷子に収録された文書

(1) 菅弥九郎大夫の家に伝来した文書

「神社」1の卷子に収録されているのは、次に掲げる十三通の文書である。

- ①元久二年七月三日 某下文
- ②元久二年七月十四日 地頭平某下文
- ③建長八年三月六日 橘某下文
- ④嘉禎四年四月 日 伊予国検注所下文
- ⑤弘安九年三月九日 某御教書
- ⑥正応六年六月十七日 某死行状
- ⑦建武二年十月十三日 散位某奉書
- ⑧嘉慶三年三月十六日 僧興仙寄進状
- ⑨正中三年三月十六日 越智章長引渡状
- ⑩文明二年五月十三日 大森直治寄進状
- ⑪文明十七年八月二十三日 村上吉任寄進状
- ⑫天文十三年九月二十三日 大内義隆寄進状
- ⑬慶長六年五月十一日 藤堂高虎寄進状

これらの文書の中には、「新出大山祇神社文書」に写が存在するものも認めることができる。例えば、②の文書の写がD55であるが、この写の端裏書に「菅弥九郎大夫 宝蔵二有分」という記載がなされている。④の写であるD63の端裏書には「(此)書付ハ大塚主膳罷越節、村上日□御出弥九郎大夫家ノ補任状等御吟味写来候、其刻私方へも措置候分に而(御役所ニ)御扣も可有御座候へ共、懸御目□□□菅弥

九郎大夫 宝蔵二有分」と記され、末尾にも「右、弥九郎大夫所持、宝蔵二有」とある。⑫の写であるD64の端裏書にも、「菅弥九郎大夫 宝蔵二有分」という記載が認められる。これは、②④⑫の文書が菅弥九郎大夫の家に伝来した文書であること、そして写が作成された時点で②④⑫の文書が宝蔵という場所に収められていたことを示している。

また、次のような史料も存在する。

〔史料8〕(新出大山祇神社文書D65)

目録之覚

- 一貞応式年十二月廿六日 左近将監幸綱
- 一文永八年二月廿八日 馬見抑宮 此下字不知候
- 一地頭政所下 三嶋社 正長元年十一月三日
- 平朝臣満平 是二御判有
- 一建長八年三月六日 留守所 建長八年三月六日
- 前美作守橘朝 御判有
- 一弘安三年正月日 留守所下弘安三年正月日
- 田所右近将監 御判有 惣大判官代藤 一字不知 御判有
- 小目代 御判有
- 一承元元年十一月廿五日 補任 神主代職事
- 散位菅原實綱 神主書判有
- 当社 前々印形有
- 一補任神主代職事 散位菅原貞綱 貞應二年十二月廿六日
- 右近将監幸綱
- 一三嶋社神官并供僧等所へ 此所ニ有判 元久二年七月三日
- 一定補国神主職事 散位 下字不知 承元二年八月日
- 前備前守源朝臣 御判有
- 右之九通ハ私宅ニ所持仕候、

左ノ三通ハ御蔵ニ有分、

一伊与国三嶋社神官等 元久二年七月十四日

地頭左衛門尉平 書判有

一寄進目録 天文十三年九月廿三日從三位

行太宰大式兼侍從伊豫介多々朝臣判

一伊豫田所 嘉禎四年四月日 檢注所前美作守橋朝臣判

右之通ニ而御座候、此外ニ系図等無御座候、已上

安永二年 已十一月廿九日 菅藏人

於当所会所

右御奉行付中江差出ス扣 写之取

この史料は、安永二年（一七七三）十一月二十九日に菅藏人が作成した文書目録の控である。一通目に見える貞応二年十二月二十六日の文書の写が「新出大山祇神社文書」の中にあり（D72）、その末尾には「菅弥九郎大夫方ニ有之写」という書き込みがある。九通目の承元二年八月の文書についても、「新出大山祇神社文書」の中に二通の写が認められる。うち一通（D56）の末尾には「安永二巳年八月 悴藏人 弥九郎大夫より松山へ指出ス写シ」と書かれている。この年、菅弥九郎大夫の悴である菅藏人は、自家に伝来する文書を松山藩に差し出したのである。もう一通（D81）の末尾には、「菅弥九郎大夫家舊簡写シ」という書き込みがある。

さて、「史料8」は前半部と後半部に分かれており、前半の九通は「私宅ニ所持仕候」とあり、菅家の私宅に存在していたことを示す。

その中には「神社」1の巻子の③（建長八年三月六日橘某下文）と①（元久二年七月三日某下文）が含まれている。後半の三通は前述した②⑫④に相当し、「御蔵ニ有分」という記載はこの三通が宝蔵に収納

されていたことと符合している。①③は私宅に、②④⑫に宝蔵に、と
いうように所蔵場所に違いがあるものの、「神社」1の巻子に収録さ
れた十三通のうち、①②③④⑫の五通が菅家に伝来した文書であつた
ことがうかがわれるのである。

(2) 各社家から宝蔵への文書の収納

菅弥九郎大夫家に伝来した中世文書には、私宅に存在していた文書
と宝蔵に収められた文書があることが判明したが、それでは菅家の文
書が宝蔵に収納されたのはいつのことであろうか。その手がかりとな
るのが次の史料である。

〔史料9〕（D114）

「宝曆十二壬午年七月御宝物風入ニ付、取出し写し置、
宝蔵江相納候書札扣社人中証文写し

大祝安躬

覚

- | | |
|----------------|----|
| 一 散位殿より証文 | 一通 |
| 一 大森源左衛門尉殿より証文 | 一通 |
| 一 越智童悪殿証文 | 一通 |
| 一 下文 | 一通 |
| 一 村上三郎吉任殿証文 | 一通 |
| 一 僧興仙殿 証文 | 一通 |
| 一 六通越智太祝より籠申分 | 一通 |
| 一 三嶋大明神縁起 | 一通 |
| 一 同由来書 | 一通 |
| 一 御宝物之書付 | 一冊 |
| 一 藤堂佐土守殿御供米証文 | 一通 |
| 一 自勝山様御供米証文 | 一通 |
| 一 五通菅豊前より籠申分 | 一通 |

一 圓心殿より証文 一通

メ右擬神主神大夫より籠申分

一 地頭左衛門尉殿より証文 一通

一 前美作守殿証文 一通

一 従三位殿御寄進状 一通

メ三通菅弥九郎大夫より籠申分

右之証文上司之者共相改メ神前二籠申所実正二御座候、為後

日加判如件、

貞享三丙寅年四月廿二日

越智太祝安朗判

菅豊前長次判

越智神大夫判

菅弥九郎大夫判

菅六郎大夫判

越智樋口大夫判

越智片山大夫判

越智窪大夫判

菅勘大夫判

菅福江大夫判

越智的射大夫判

「右証文其外書記共宝蔵二入罷在、此目錄共相添有之、仍為

後年相記シ置者也、

社務祈禱所兼政所

宝曆十二壬午年七月廿日 太祝越智安躬記之、

「孟夏二十二祭會日 前永平見禪興泉山叟暉温許書」

この史料は大祝安朗をはじめ十一名の者が加判した社人中証文であ

り、貞享三年（一六八六）四月、越智大祝安朗より六通、菅豊前長次より五通、擬神主の越智神大夫より一通、菅弥九郎大夫より三通、合計十五通の文書が神前に籠められたことが分かる。また、宝曆十二年（一七六二）七月には宝物の風入れがなされ、宝蔵から文書を取り出して写しとられたようである。この史料の中に見える菅弥九郎大夫より納められた文書は、菅家に伝来した文書のうち〔史料8〕で「御蔵二有分」とされた②④⑫と一致する。菅弥九郎大夫家から三通の文書が宝蔵に収納されたのは貞享三年のことであり、同じ時に大祝・菅豊前・神大夫のもとからも各家に伝来した重要書類が宝蔵に納められたのである。

〔史料9〕に見える十五通の文書のうち、菅弥九郎大夫より籠められた文書は「神社」1の巻子に収録された②④⑫であることを指摘したが、ほかの文書も「神社」1に含まれるものが多い。大祝より籠められた六通のうち、一通目は⑦、二通目は⑩、五通目は⑪、六通目は⑧に相当するとみてよい。⑩の写が「新出大山祇神社文書」に残されているが（D49）、そこには「右宝蔵二納有之也」と書かれており、この文書が宝蔵に籠められた事実と符合する。また、三通目の証文は越智童悪ではなく越智章長の誤字と考えられ、これは⑨に相当する。菅豊前より籠められた五通のうち四通目は⑬であろう。神大夫より籠められた一通は⑤に相当する。

こうしてみると、「神社」1の巻子に収録された十三通の文書のうち、②④⑤⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬が宝蔵に籠められた文書であることが分かる。これに菅弥九郎大夫の私宅にある①③を加えると、残り⑥だけということになる。そうすると、大祝の納めた四通目の下文が⑥に当たる可能性が高い（⑥の文書は「下」という書き出しで始まる）。したがって、①③以外は、すべて宝蔵に納められた文書だったのである。

〔史料9〕に見える文書のうち、「神社」1に収録されていない四通

は、いずれも菅豊前より籠められた三嶋大明神縁起・同由来書・御宝物之書付・自勝山様御供米証文である。これらは中世文書というよりも、記録類や近世文書であり、鎌倉〜織豊期の文書を収録した「神社」1の卷子には収録されなかったであろう。

「三島家文書」と「大山積神社文書」の大部分は、大祝氏の家に所蔵されていた文書であった。しかし、「神社」1に収録された文書は伝来過程が異なる。この卷子は大祝・菅豊前・神大夫・菅弥九郎大夫の四家に伝来した文書から構成され、貞享三年に四家より宝蔵に納められた十一通の文書を中心としている。宝暦十二年に大祝氏が所蔵文書を五つの箱に整理した中に「神社」1の収録文書が認められないのは、それが大祝氏のもとにはなく宝蔵に存在していたからである。

「神社」1の卷子の中には、宝蔵ではなく菅弥九郎大夫の私宅にあった二通の文書①・③も含まれている。その理由は明確にしがたいが、少なくとも「史料8」の覚書が書かれた安永二年の時点には二通はまだ菅家の私宅にあったから、宝蔵の文書と一緒にされるのほもと後のことである。宝蔵の文書を中心として「大山積神社文書」乾の卷子が作製される時に、何らかの事情により菅家に伝来した二通の文書が加えられたのである。磯川いずみ氏が指摘されるように、菅家の文書が近世に大祝家に移動したことがその背景にあったとも考えられる¹⁰⁾。

宝蔵に収納した文書を書き上げた(史料9)では、文書の多くが証文と呼ばれており、下文や寄進状・宛行状などが中心である。また、各家の由緒や権利に関わる重要書類でありながら、特定の社家のみを宛所とする文書は含まれない。宝蔵に納めるのにふさわしい文書が選ばれていると言えよう。なお、有力社家の所蔵する文書が宝蔵に納められたのは貞享三年が最初というわけではあるまい。前掲の(史料4)には、正安四年二月二十八日の後伏見院繪旨写に関して、「右者、従

古来太祝家二所持致候、本紙三嶋宮宝蔵二納候處、元亨二年正月十九日之夜、兵火二而本社ヲ初メ土蔵等迄不殘致焼失、依之太祝家ノ以写書度々禁中江奉伺候事」と書かれている。元亨二年(一三三二)の兵火により三島宮の宝蔵に納めていた大祝家伝来の文書が焼けたというのであるから、既に鎌倉期から社家の文書が宝蔵に納められていたことがうかがえる¹¹⁾。大山祇神社が火災にあうと、宝蔵に納められた文書も焼失する場合が少なかつたであろう。

幸い、中世の大祝氏は大三島ではなく伊予府中に居住していたこともあつてか、同氏の家に所蔵される文書は数多く残されることになつた。一方、他の社家に伝来した文書は、多くが失われてしまったのであろう。とはいえ、社家の文書の一部は、宝蔵に収納されるなどの過程を経た結果、「神社」1の卷子に収録されて今に伝えられている。菅弥九郎大夫家に伝わつた①②の文書が菅原貞綱の権限に関わる内容であり、③も菅原長実の申請を認める内容をもつことは、伝来の事情と対応している。菅豊前家に伝わつた⑬藤堂高虎寄進状の宛所が「三島 菅宮大夫 惣社中」となっているのも同様である。大山祇神社に所蔵される文書を分析する場合には、各文書がどの社家に伝来した文書であつたかに十分留意しながら内容を吟味していくことが求められるであろう。

おわりに ― 大山祇神社の宝蔵文書と社家文書

安芸国一宮である厳島神社は、大山祇神社と同様に瀬戸内海の海上守護神として広く信仰を集め、数多くの中世文書を今日に伝えている。厳島神社の伝来過程を詳細に分析した松井輝昭氏は、当社には文書の保管・管理の「場」として宝蔵が存在し、文書管理において中核的な役割を果たしていたことを明らかにした¹²⁾。これに対して、井原今

朝男氏は、信濃の諏訪神社の関係史料を検討し、神社本体よりもはるかに大量の文書群が旧社家に所蔵されており、多くの神社でも同様の傾向が見えることを指摘している。¹⁵⁾ 徳永健太郎氏も、全国的な傾向からすれば社家の家文書として相伝されるのが一般的で、宝蔵のような「場」の存在は文書の保管組織としては特殊であり、中世厳島神社の神主家であった藤原氏の滅亡と結びつけて宝蔵の存在を位置づけていくべきだと主張している。¹⁶⁾

本稿では、大山祇神社における中世文書の所蔵・整理・伝来の状況について、「新出大山祇神社文書」から導き出せる情報などを手がかりに分析を試みた。当社においても、文書は基本的に社家に所蔵される。それは特定の社家を宛所とする文書ばかりではなく、「三島大明神」に対する寄進状なども同様であった。しかし同時に、当社においても厳島神社と同様に宝蔵が存在し、各社家の文書が宝蔵に籠め置かれるという行為がなされた。宝蔵文書の成立・伝来という問題は、厳島神社だけの特殊性ではなく、大山祇神社についても確認することができるのである。

貞享三年、大山祇神社の有力社家に伝来した重要書類が宝蔵に籠め置かれ、各社家の私宅にとどめ置かれた文書とは別個の取り扱いをうけるようになった。後に宝蔵に収められた文書を中核に巻物が作製され、これが「大山積神社文書」乾の卷子(「神社」1)となる。一方、各社家の私宅でも独自に文書を管理しており、大祝氏は七十八通の文書を十一巻の卷子に仕立てて五つの箱に分類・整理した。これが後に「三島家文書」一卷(十一巻および「大山積神社文書」坤巻(「神社」2))としてまとめ直されるのである。大山祇神社の文書を扱う場合には、その文書がどのような伝来過程をたどって残された文書であるかに十分留意すべきことが分かる。

宝蔵文書と社家の家文書がどのような関係にあったか、また各社家

の文書を宝蔵に籠め置かせるという行為をどう位置づけるべきか、さらに考察を深めていく必要がある。厳島神社では、宝蔵は重宝を保管するための特別空間であり、錠を降ろして厳重な管理がなされていた。宝蔵に寄進物を納める時には神前で楽を奏し「清はらい」を執り行うなど、人の物から厳島大明神の神物に転換する儀式が不可欠であり、逆に宝蔵に籠められている神物を請け出す時には、籤を引いて大明神の神意をうかがうことが慣わしになっていたと¹⁶⁾言う。永代の神物として宝蔵に籠め置くことを願う宝蔵信仰が高まりをみせるのは戦国後期の毛利氏の治世下においてであり、そこには長期保存への期待だけでなく、厳島大明神の神威をもって神社内外の秩序を維持するねらいが含まれていたとされる。

大山祇神社においても、文書を宝蔵に籠め置くという行為は中世以来のものであったと想定できる。本稿では中世段階における当社の宝蔵の位置づけや歴史の変遷を明確にすることはできなかったが、三島大明神の神慮にかなう重書が宝蔵に納められたのであろう。各社家から宝蔵に納められた文書の位置づけや、宝蔵文書と社家相伝の文書の関連性を探ることは、当社における神社組織の特徴や社家のあり方、社家の相互関係などを解明するためにも重要な課題と言える。神社史研究全体を進展させていくためにも、神社史料に関する研究の深化が期待される¹⁷⁾ところである。

注

- (1) 近年の研究成果として注目すべきものに、村井章介編『中世東国武家文書の研究 白河結城家文書の成立と伝承』(高志書院、二〇〇八年)や松井輝昭『厳島文書伝来の研究 中世文書管理史論』(吉川弘文館、二〇〇八年)などがある。

(2) 近年の研究として、山本高志「三島大祝氏について」(『伊予史談』三五三、

二〇〇九年)、同「南北朝前後の大祝家―「尼祐林讓状案」と祝安親を中心に―」(『伊予史談』三五七、二〇一〇年)、磯川いずみ「大祝関係文書の基礎的考察―「三島宮御鎮座本縁」との関連から―」(『伊予史談』三五九、二〇一〇年)などがある。

(3) 本稿では、大山祇神社に所蔵されている文書を総体として「大山祇神社文書」と呼ぶ。そして、「大山祇神社文書」に含まれる中世文書は、「三島家文書」「大山積神社文書」「新出大山祇神社文書」の三つの文書群から構成されるものと捉えて論を進めていくことにする。

(4) 井上寛司氏は、神社史料のもつ特異な性格を指摘し、厳密な古文書学的な検討の必要性を論じている(井上寛司「中世諸国―宮制研究の現状と課題―」中世諸国―宮制の基礎的研究』岩田書院、二〇〇〇年)。

(5) 景浦勉「中世文書解題」(『大山祇神社文書目録 第一集―愛媛県古文書緊急調査報告書第一集―一九八五年)三四頁。

(6) 景浦前掲論文。

(7) 磯川いずみ氏は、「新出大山祇神社文書」に見えるこうした書き込みに関して、三島大祝氏が菅家の文書を借用して写を作成したものと解釈している(磯川前掲論文)。

(8) この史料に連署した十一名の者たちが、近世初頭における当社の社家を構成する面々であったと考えられる。磯川前掲論文によれば、明治四年に松山市に提出された書類によれば、当社には二十八の社家・社役があり、越智姓と菅原姓の社家に大別されるといふ。

(9) 室町期に作成されたとされる「大山祇神社境内図」には七十余りの建物が見えるが、鳥居から伸びる参道が回廊付きの門に突き当たる地点の左手に「宝倉」と記載された建物が描かれており、これが「大山祇神社文書」に見える宝蔵に相当すると考えられる。

(10) 磯川前掲論文。

(11) 『伊予三島縁起』によれば、元亨二年正月十九日の夜に火災が起こり、大小

社檀七十一社・三蔵・一切経蔵・神宮寺以下の堂塔僧坊・社人屋舎など五百余りが一時に焼失したとされる。『三島宮御鎮座本縁』には、この日の火災で焼失したのは「大小社壇并宝蔵・経蔵・御蔵・諸役所」と書かれている。一方、「大三島東田坊文書」では火災の起きたのは正月十七日の夜とし(『集成』二二頁)、『予章記』においては元亨三年の出来事と記すなど、日時の違いが認められる。

(12) ①②③の三通の文書がもとは菅家に伝来した文書であったことについては、既に磯川いずみ氏の指摘があり、氏は近世に入る頃に菅家の文書が三島大祝氏の家に移動したものと解釈される(磯川前掲論文)。菅家に伝来した文書であることはその通りであるが①②は菅弥九郎大夫家、③は菅豊前家、本稿で述べたようにその後の推移はもう少し複雑である。②③は貞享三年に各社家から神社の宝蔵に籠め置かれ、①は菅家の私宅に残された。宝蔵に収納された文書や菅家の私宅にあったような文書が、大祝氏の管理下に置かれるのは、さらに時代を下るものと考えられる。

(13) 松井前掲書。

(14) 井原今朝男「神社史料の諸問題―諏訪神社関係史料を中心に―」『国立歴史民俗博物館研究報告』一四八、二〇〇八年。

(15) 徳永健太郎「書評と紹介・松井輝昭著『厳島文書伝来の研究 中世文書管理史論』」『日本歴史』七四七、二〇一〇年)。

(16) 松井前掲書。

「付記」「大山祇神社文書」の写真版コピーの提供・解説をはじめ、本稿をなすにあたっては全面的に定成隆氏の御教示を得た。記して謝意を表す次第である。